

上尾市告示第186号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種でB類疾病（インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く。）に係るものを、上尾市長の要請に応じて予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医療機関により行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月1日

上尾市長 畠山 稔

1 予防接種の種類、対象者の範囲及び予防接種を行う期間

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間
高齢者肺炎球菌ワクチン	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「省令」という。）で定めるもの	令和8年6月1日より令和9年3月31日まで

備考 この表の予防接種の対象者であった者（当該予防接種に係る疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他省令第2条の3各号に掲げる者を除く。）であって、当該予防接種の対象者であった間に、省令第2条の4各号に掲げる特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間については、当該予防接種の対象者とする。

2 予防接種を行う場所

医療機関名	所在地
武蔵野病院	上尾市栄町15-32

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者